

被災地で相続の問題が増加しています。

①父名義の自宅跡地に一人息子の長男が自宅を建築する。↓父の死亡は確認できない。↓父の死亡は確認できない場合には、父の相続人は母と長男になります。長男が自宅建築資金について土地を担保に銀行から借り入れるには母が行方不明の状態では不可能です。行方不明になってから1年以上経過した後には長男から家庭裁判所に失踪宣告の申立を行い死亡したものとみなされて長男の単独所有とします。②死亡した父親に借金があった。↓父親の財産を調査し借金が残る場合には相続放棄の申立を家庭裁判所に行います。この申立期間は相続開始の事実を知

った時から3カ月以内です。相続はプラス財産及びマイナス財産を承継します。残された不動産や預金を相続したつもりでも、後から多額の借金返済の督促がされる場合があります。政府では行方不明者の死亡届受理や相続放棄の期間を6カ月程度延長する案も検討されるそうです。お悩みの方は最寄りの司法書士、弁護士等にご相談ください。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>